

2012年7月9日

(社)日本測量機器工業会

中小企業投資促進税制の対象設備に測定機器が追加されたことについて

本年4月より中小企業投資促進税制の対象設備に測定機器が追加されました。国土交通省及び日本測量機器工業会の見解としては、測定機器には測量機器も含まれるものと理解をしていますが、最終判断は測量機器を導入頂く顧客と顧客が税申告を行う地域の税務署の判断になります。

制度概要は下記の通りです。詳細については最寄りの税務署 税務相談室までお問い合わせください。

記

- 1) 制度 : 中小企業者等が一定の設備投資や IT 投資を行った場合に、税額控除(7%又は特別償却(30%))の選択提供を認める措置。
中小企業の品質向上等に資する設備投資を促進するため、器具・備品の対象に試験または測定機器等を追加する等の見直しが行われた。
別添資料をご参照ください。
(中小企業庁「平成24年度税制改正について」より抜粋)
- 2) 対象事業者 : 中小企業者等(資本金1億円以下)
- 3) 対象設備 : 測定機器(1台30万円以上かつ一台あるいは複数台計120万円以上)
*対象設備には測定機器以外の器具・備品もあります。別添資料をご参照ください。
- 4) 措置内容 : 7%税額控除または30%特別償却(ただし税額控除は資本金3千万円以下に限る。)
- 5) 適用期間 : 2年間(平成25年度末まで)

以上

中小企業投資促進税制の拡充

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

拡充

- 中小企業等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の選択適用を認める措置。
- 中小企業の品質向上等に資する設備投資を促進するため、器具・備品の対象に試験機器等を追加する等の見直しを行う。

改正概要

【適用期間:2年間(平成25年度末まで)】

- 中小企業投資促進税制について、対象設備に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長。
- また、情報基盤強化税制(IT税制)について、対象設備のうちソフトウェア部分を中促に統合した上で廃止。

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	・電子計算機 ・デジタル複合機 (1台あるいは複数台計120万円以上)
	ソフトウェア	1基あるいは複数基計70万円以上
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)	



対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	・電子計算機 (1台あるいは複数台計120万円以上) ・測定工具及び検査工具 ・試験又は測定機器 (1台30万円以上かつ 1台あるいは複数台計120万円以上) ・デジタル複合機 (1台120万円以上)
	ソフトウェア	1基あるいは複数基計70万円以上 ※情報基盤強化税制におけるソフトウェア部分を統合
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)	

【試験機器の例】



設備振動試験器



蛍光X線分析計